

第1回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成30年9月14日（金）15時35分～16時05分

場所：議事堂6階 601特別委員会室

出席者：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議委員（10名）

資料：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議名簿

資料2 「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」の設置について

資料3 職員等の旅費制度の見直しについて

<概要>

委員：ただいまから、第1回「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」を開催する。この会議は6月27日の代表者会議から議会経費削減について議会改革推進会議への諮問を受け、7月13日の議会改革推進会議役員会で「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」として設置された。議会経費削減に向けて議論を進めたいと考えているので、委員の皆様のご協力をお願いしたい。

先ず、7月13日の議会改革推進会議役員会における協議及びその後の調整により、資料1のとおり下野委員が座長を、津田委員が副座長をさせていただく。このことについて、委員の皆様にご了承願う。また、本プロジェクト会議の設置については、同じく7月13日の議会改革推進会議役員会において、資料2のとおり決定されているので確認をお願いしたい。

次に、検討に先立ち、本プロジェクト会議の進め方に関して、これまでのプロジェクト会議の例に倣い提案させていただく。

1点目は、本プロジェクト会議を公開とすること。

2点目は、本プロジェクト会議における議事の概要を、県議会のホームページに掲載すること。

3点目は、議事概要のホームページへの掲載は、概要ということで、発言委員を特定しない形で行うこと。

以上3点を提案する。このことについて、委員各位の意見はいかがか。

（「異議なし」の声あり）

委員：それでは、そのようにさせていただきたい。

次に、今後の大まかな進め方だが、月に数回程度会議を開催し、年内には本プロジェクト会議としての結論を出したいと考えるがいかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただきたい。

次に、今後の検討についてだが、最初に我々議員の費用弁償、すなわち旅費についてご検討いただきたいと考えている。我々議員の旅費については、議員の報酬、費用弁償等に関する条例に定められているもののほか、「一般職の県職員の例による」とされているところであるが、職員の旅費については、職員等の旅費に関する条例の一部改正案が9月定例会に提出され、平成31年1月1日から施行される予定とのことである。この職員の旅費の改正をうけて、議員の公務での旅費をどのようにするのか、また公務での旅費の支出基準を参考としている政務活動での旅費をどのようにするのかを最初にご検討いただき、他の内容についてはその後でご検討いただきたいと考えているが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただきたい。

次に検討の参考とするため、職員等の旅費の改正内容について、事務局から説明させる。

事務局：それでは、資料3を御覧いただきたい。冒頭に実施予定時期が記載されている。これは、本日上程をされた職員の旅費、及び知事・副知事の旅費の条例の一部改正案について、その施行予定が来年の1月1日ということである。

2番目に主な見直しの内容がある。旅行雑費のところをご覧いただくと、現行では日額1,300円の支給になっている。これは、職員が県外へ公共交通機関を利用した旅行・出張の場合に支給されるもので、目的地の市町村内の交通費ということで定額支給をされている。※印のところにあるように早朝加算の午前7時前の出発、それから夜間加算として午後8時後の帰着ということで、それぞれ1,000円の加算が今の制度としてある。見直しの内容としては実費支給ということで、定額は廃止とのことであり、早朝と夜間の加算も併せて廃止ということである。

次に宿泊料であるが、職員については一夜あたり13,100円、知事・副知事については一夜あたり16,500円が支給されている。これに対して見直し内容では、職員、知事・副知事もともに甲地方・乙地方と地方分けがされている。これは、※印の2番目のところを見ていただくと甲地方とは、東京・大阪・名古屋・横浜・京都・神戸というような大都市の地域、乙地方というのは、その他の地域ということであり、職員の場合は甲地方11,700円、乙地方10,700円、知事・副知事は、甲地方15,500円、乙地方14,200円という見直し内容である。

車賃であるが、自家用車で出張する場合は、1 kmあたり 30 円という車賃が支給されている。これを 1 kmあたり 23 円に見直すということである。

それから、特急料金は県外の旅行又は特急の利用区間が 50 km以上の場合に支給されるということあるが、これを特急の利用区間が 50 km以上の場合ということで、県外旅行という部分が外れて実質 50 kmの場合に支給されるという見直しになっている。

それから、表の外の一歩下の所に食卓料というのが記載されているが、この食卓料は、例えば船や航空機で出張する場合に食事代がその料金に含まれない場合に現行では職員は一夜あたり 2,600 円、知事・副知事は 3,300 円の支給になっているが、これを職員 2,300 円、知事・副知事 3,100 円に見直すとなっている。ただこれは、支給されるケースはほとんどなく、制度として食卓料というものがあるということである。

これが職員、あるいは知事・副知事の旅費の見直しの内容であるが、議員の旅費については、議員報酬や旅費に関する別途の条例の中で定められている。議員の旅費が定められているこの条例に定めがないものについては職員の例によるということになっており、議員の旅費の条例の中では、車賃という定めなく、職員の 30 円を準用している。このため、職員が 23 円に見直しされると、そのままいけば議員も 23 円になる。

その他のものについては、公務の場合は旅行雑費が議員の旅費の条例では、公務雑費という名称で定額 3,000 円の支給となっている。内容は目的地の市町村内の交通費や、駐車場代、タクシー代、通信費等の経費として支給をされている。この公務雑費は、本日の本会議のように自宅から議事堂へ行く時とか議事堂から自宅へ帰る時は支給されない。また、公用車や県の借り上げた車を使う場合も公務雑費は支給されない。また政務活動費も同じように、その考えを踏まえ参考にして運用しているので、政務活動費については政務雑費という名称で同額の定額となっている。

宿泊料は、議員の場合は条例の中で一夜あたり 16,500 円となっている。政務活動費も同じように宿泊料 16,500 円、車賃 30 円で運用している。特急料金は、議員の場合は特に距離の制限はないので実際に特急が使われた場合には支給している。

以上である。

委員：説明のとおり、議員の公務雑費と政務雑費の 3,000 円、宿泊料の 16,500 円、車賃の 30 円のところについて、何かご意見は。

委員：会派でも議論するが、公務雑費は政務雑費とも関係するので別の議論がいる。宿泊料や車賃は、今までも職員の旅費規定に準じているということできており、

準じざるを得ないと思う。特急料金は今までどおりでよいのでは。

委員：公務雑費については、少し違うと思う。それは職員に合わせるのはいかがでしょうかと思うので、検討が必要ではないか。他については準じている部分はやむを得ないと思う。公務雑費については、皆さんのいろんな意見があったようなので、検討していただかないと。

また、経費ということなので、政務活動費全体の話になるのであれば、一人当たり交付月額33万円もどうするのかという話も出てくる。そうでなければ意味がないという気もする。その辺も含めていくと時間的にどうかという気もする。報酬等は別かと思う。

委員：全体の政務活動費とか報酬に関しては、旅費の結論が出た後で議論したいと思う。他はいかがか。

委員：議員の見直しの施行は、来年の1月1日からか。

委員：その時期についても議論することとなる。

委員：先行して考えるのは、旅費についてのことで、条例等の改正のこともあるのでということか。私どもとしても、かねてから旅費雑費、宿泊料については、実費でという正副議長への申し入れもしている。宿泊料については16,500円の見直しがかかってきたら、限度額という形の見直しの仕方をされているので、私どもが言ってきたこととはちょっと違うという思いもあるが、今日ここで結論ではなく、もう少し検討したいということか。

委員：今日は課題を皆さまに投げさせていただき、この後、会派に持ち帰っていただいて、会派で議論して次回ご回答いただき、その回答を元に結論を出したいという流れを考えている。

委員：政務活動費と報酬は、こことは別という考えか。旅行雑費のところでは、我々は公務雑費、政務雑費があるが、政務雑費についてはここでは除外か。

委員：そこも入る。

委員：すると、旅行雑費のところでは実費支給とのことなので、これに準じていくような方向か。

委員：準じるかどうかも考えていただきたい。

委員：準じるにおいては、公務雑費、政務雑費は少し考えないといけないということか。

委員：それぞれの考え方があってと思うので、会派でお願いしたい。

委員：宿泊料に甲地方、乙地方があるが、大都市うんぬんと書いてあるが、例えばセントレアにあるホテルはけっこう高いが、こういうところはどうか。

事務局：また確認して説明に上がりたい。

委員：では次回に説明をお願いしたい。

委員：政務活動費の中では、政務雑費や宿泊料に関しては、定額のほかにただし書

きで実費も可能とあるが、職員の旅費にはこのただし書きはあるのか。

事務局：政務活動費はガイドラインの中でそのように定めているが、職員の旅費にはそのような定めはない。

委員：政務活動費のただし書きがなぜあるのか気になっていた。どちらにするのか議員に任せられているので、なぜそれが任せられているのかと。会派でも議論したい。

委員：それでは、本日の資料や議論の内容を会派へ持ち帰り、公務雑費、政務雑費、宿泊料、車賃の4点について検討し、次回に回答をお願いしたい。その検討結果をもとに議論を進めていきたいがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、そのようにさせていただきたい。

次回の日程であるが、10月1日の本会議終了後に開催をお願いしたい。また、次々回を仮に10月30日で予定させていただきたいがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

委員：それでは、第2回を10月1日、第3回を10月30日という流れで行うのでよろしくをお願いしたい。

協議は以上であるが、他に何かあるか。

(「なし」の声あり)

委員：なければ、これで第1回のプロジェクト会議を終了する。